

1998年11月12日
(平成10年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

下水道使用料賦課業務に係るコンピュータ処理のシステム変更について（答申）

1998年（平成10年）10月29日付けで諮問された、下水道使用料賦課業務（以下「本業務」という。）に係るコンピュータ処理のシステム変更について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ処理のシステム変更を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ処理のシステム変更の必要性及び安全対策は、次のとおりである。

- ・ 本市では、藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）に基づき、公共下水道使用者に対し、下水道使用料を賦課し、徴収している。
- ・ 現在の下水道使用料は、前年中の水道の使用量に応じて算定する前年水量賦課方法であり、本業務は、既にホストコンピュータを利用し、コンピュータ処理をしている。
- ・ 下水道使用料の賦課方法について市民によりわかりやすい制度とするため、直近の水道の使用量に応じて算定する現年実績水量賦課方法に変更するとともに、本業務のコンピュータ処理については、クライアント・サーバ方式にシステム変更を行い、事務の効率化及び市民サービスの向上を図るものである。
- ・ 日常的な処理体制及び安全対策としては、本業務における個人情報の保護及び安全対策を図るため、「藤沢市下水道使用料システム業務取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ処理のシステム変更を認めるものである。

- コンピュータ処理のシステム変更の必要性

本業務のコンピュータ処理は、下水道使用料に係る県水MT処理、賦課計算処理、収納・滞納処理、調定・統計処理及び欠損・滞納繰越処理を行うものであり、事務の効率化及び市民サービスの向上を図る観点から、現在の前年水量賦課方法から現年実績水量賦課方法に変更されることに伴い下水道使用料システムを変更する必要性が認められる。

- 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、住所、氏名、電話番号、水道等の使用水量、水栓番号、収納状況、金融機関等の口座及び減免情報となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

- 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、事業主管課において単体のパーソナルコンピュータを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- 安全対策

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全対策のために必要な事項を定めた「藤沢市下水道使用料システム業務取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上